

豊商工第156号
令和5年6月12日

豊見城市商工会会員 各位

豊見城市商工会
会長 上原 直彦

公印
省略

令和5年度
健康維持増進支援事業の実施について
(通知)

謹啓 時下、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より商工会事業に対し、ご理解ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。
さて、小規模企業にとりまして事業主および従業員等の健康維持管理は、経営基盤の安定に大きな影響を与えることから、極めて重要な経営課題でもあります。

商工会では、毎年「健康維持増進支援事業」を実施し、会員事業所の健康維持増進の一助とさせて頂いており、本年度も総代会で事業予算措置についての承認を得たところであります。事業内容につきましては、会員事業所の事業主、役員および従業員を対象とした健康診断受診料の一部助成をさせていただきます。

つきましては、別紙「健康維持増進事業実施方法」をご参照くださり、会員各事業所の健康維持増進に本事業を活用して頂きますようご通知申し上げます。また、本年度より会費の改正がありますので、是非会員事業所の皆さまに本事業を活用していただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は令和5年12月21日(木)午後5時までに申請した事業所を対象としますので実施方法を十分に確認のうえ、様式1、様式2をご記入の上、商工会へ申請下さいますようお願いいたします。

謹白

追 伸：医療機関の指定は特にごさいませんが、地域振興に寄与する観点から、出来得る限り市内医療機関をご利用下さい。

健康維持増進支援事業実施方法

1. 助成対象期間 令和5年1月3日(火)～令和5年12月21日(木)

備 考	令和5年1月3日以降の受診に遡って適用されますので、既に受診された事業所については、早めに申請書等を提出してください。締切日は、 <u>令和5年12月21日(木)迄</u> とし、 <u>期間内に受診し、かつ申請した事業所に限ります。</u>
------------	---
2. 医療機関 医療機関の指定は特にございませませんが、地域振興の観点より可能な限り、市内医療機関をご利用下さい。
3. 対象企業 全会員事業所
4. 内 容 一般健康診断を基準とし、助成金額は予算範囲内で、上限一人当たり2,400円、一事業所当たり10,000円とします。
(申込多数の場合は、予算の都合上、助成額に変動がございますので何卒ご了承ください。)
5. 申請方法 様式1と様式2の申請書を期日までに商工会へ提出
6. 助成金交付日 令和6年1月末日までに申請書指定口座に振り込み予定。